

2025年10月2日

各位

上場会社名 株式会社Def consulting
代 表 者 代表取締役社長 下村 優太
(コード: 4833 東証グロース市場)
問合せ先責任者 管理部管掌執行役員 岩崎 雅一
(TEL 03-5786-3800)

(訂正)「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使に関するお知らせ」
及び「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に関するお知らせ」
の一部訂正について

当社は、2025年9月11日付の「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使に関するお知らせ」
及び2025年10月1日付の「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に
関するお知らせ」を開示しましたが、その記載内容の一部に誤りがございましたので、以下のとおり訂正し
ます。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しています。

記

I. 2025年9月11日付の「第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使に関するお知らせ」につ
いて

【訂正前】

8. 行使制限の超過について

(前略)

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、新株予約権の行
使価額が発行決議日(2025年8月25日)の直前取引日の終値である96円以上の場合、上記の制限を
超えて行使できる旨、同契約において定めております。

(後略)

【訂正後】

8. 行使制限の超過について

(前略)

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、新株予約権の行
使価額が発行決議日(2025年8月25日)の終値である110円以上の場合、上記の制限を超えて行使で
きる旨、同契約において定めております。

(後略)

II. 2025年10月1日付の「第三者割当による第7回新株予約権(行使価額修正条項付)の月間行使状況に
関するお知らせ」について

【訂正前】

8. 行使制限の超過について

(前略)

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、新株予約権の行
使価額が発行決議日(2025年8月25日)の直前取引日の終値である96円以上の場合、上記の制限を
超えて行使できる旨、同契約において定めております。

(後略)

【訂正後】

(前略)

当該制約に対し、当社は、有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号に基づき、新株予約権の行使価額が発行決議日（2025年8月25日）の終値である110円以上の場合は、上記の制限を超えて行使できる旨、同契約において定めております。

(後略)

以 上